

## 犬及び猫のボランティア譲渡実施要領

### 1 趣旨

この要領は、県が収容し又は引き取った犬又は猫の生存の機会をできる限り拡大するとともに、動物の適正飼養を推進することを目的として、新しい飼い主を探す取り組みにボランティアとして協力できる団体又は個人へ譲渡するために必要な事項を定める。

### 2 定義

この要領において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

#### (1) 譲渡ボランティア

鳥取県の実施する譲渡事業に協力し、新しい飼い主探しを非営利の活動として行う団体又は個人であって、別表2に掲げる譲渡ボランティア基準に適合し、4の(1)に基づく登録を受けたもの。

#### (2) 譲渡ボランティア動物

県が収容し又は引き取った犬及び猫のうち、別表1に掲げる動物で、総合事務所（以下「県事務所」という。）が譲渡ボランティアに譲渡した動物

### 3 譲渡の申込み及び承認

(1) 総合事務所長（以下「事務所長」という。）は、譲渡ボランティアに譲渡可能な犬及び猫についての情報を提供する。

(2) 譲渡ボランティアは、譲渡を希望する毎に、犬・猫等譲受申出書（鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則（平成14年鳥取県規則第13号）様式第5号）に別紙（ボランティア譲渡用）を添付して、譲渡動物を収容している事務所長に提出する。

(3) 事務所長は、申出書の提出があった場合は、当該動物の飼養管理に必要な事項を伝え、譲渡ボランティアの団体代表者、責任者（団体所在地又は代表者居住地が県外の場合に、本県の譲渡事業に対して責任を有する県内居住者）又はボランティア個人に譲渡動物の引渡しを行う。なお、団体の場合にあつては、代表者又は責任者が引渡しを受けることが出来ない場合は、事前に連絡のうえ、当該動物を飼養する一時飼養会員（当該団体に所属し新しい飼い主が決まるまで動物を飼養する会員）が譲渡動物の引渡しを受けることができる。

(4) 事務所長は、別紙（ボランティア譲渡用）の写し及び収容中に行った獣医療に係る情報を、譲渡ボランティアに交付する。

### 4 要ケア動物の飼養預託及び引渡し

(1) 事務所長は、別表1及び犬及び猫の終生飼養者譲渡実施要領別表1に規定する要ケア動物の飼養管理を譲渡ボランティアに一時的に預託することができる。なお、預託期間は1か月程度とする。

(2) 事務所長は、要ケア動物を預託する際は、飼養預託依頼書（様式1）を譲渡ボランティアに交付する。

(3) 3(3)の規定は、飼養預託依頼書の交付をした場合にこれを準用する。

## 5 譲渡ボランティアに関する事項

### (1) 譲渡ボランティアの登録

ア 登録を受けようとする団体又は個人（以下「申請者」という。）は、譲渡ボランティア登録申請書（様式2-1）、一時飼養場所票（様式2-2）及び誓約書（様式3）に別表3に掲げる添付書類を添えて、申請者の所在地等を管轄する県事務所を経由してくらしの安心推進課長に申請するものとする。

イ くらしの安心推進課長は、必要に応じて、一時飼養場所を所管する事務所に現地調査を依頼する。

ウ 事務所長は、くらしの安心推進課長からイの依頼があった場合は、第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成25年4月25日環境省告示第47号）の第3条（飼養施設及びそれに備える設備の構造及び規模）の基準に準じているかどうか、現地調査を行う。

エ くらしの安心推進課長は、審査の結果、基準に適合すると認めた場合は、譲渡ボランティア名簿に登録し、譲渡ボランティア登録証（様式4）を交付する。基準に適合しない場合、登録は行わないものとし、その旨を申請者に通知する。

### (2) 譲渡ボランティアの遵守事項

ア 登録を受けた譲渡ボランティアは、別表4の譲渡ボランティアの遵守事項を遵守しなければならない。

イ くらしの安心推進課長は、譲渡ボランティアから別表4に基づく書類の提出があったときは、譲渡ボランティアの基準を満たしているかの確認を行うとともに、各事務所長に情報提供を行う。確認に当たって一時飼養場所等の調査が必要な場合には、登録時の手続に準じて調査を行う。また、譲渡ボランティア登録証の内容に変更があった場合は、登録証の書換交付を行う。

### (3) 譲渡ボランティアに対する措置

ア 事務所長は、必要に応じ、譲渡ボランティアに聞き取り、立入調査・指導を行うことができる。

イ くらしの安心推進課長は、譲渡ボランティアが次の事項に該当するときは、登録の取消し、又は譲渡ボランティア動物の引渡を中止するとともに、その理由を明示して、その旨を当該譲渡ボランティアに通知する。

（ア）譲渡ボランティアの基準に適合しないと認めたとき

（イ）不正な手段により譲渡ボランティアの登録又は動物の譲渡を受けたとき

（ウ）譲渡ボランティアの遵守事項を遵守していないことが明らかであり、適正な譲渡事業の確保を図るため必要があると認められるとき。

ウ 事務所長は、くらしの安心推進課長が譲渡ボランティアの登録を取消した場合には、必要に応じて新しい飼い主に譲渡していないボランティア譲渡動物の返還を求める。

## 5 事前の講習

事務所長は、動物の適正飼養のため、譲渡ボランティアが団体の場合にあつては代表者、責任者及び一時飼養会員、個人の場合にあつてはその者に、関連法規、動物由来感染症、飼い方等に関する講習を行う。なお、一時飼養会員には、代表者又は責任者による実施に代えることができる。

附 則

- 1 本要領は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 犬及び猫の譲渡実施要領（平成23年1月24日第201000159452号生活環境部長通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の要領の規定により登録した譲渡団体は、本要領に基づく譲渡ボランティアとして登録する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

#### 別表1 ボランティア譲渡動物

ボランティア譲渡動物は、以下の基準を満たすものを県事務所が選定する。選定に当たっては、必要に応じて観察期間や順応期間を設ける。

なお、以下の基準には該当しない点があるが、家庭動物として、飼養技術を持つものや譲渡ボランティア等が飼養することにより、問題が改善する可能性があるとして事務所長が判断するもの又は当該動物の特性を踏まえた適切な飼養がなされると事務所長が認めたもの（以下「要ケア動物」という。）も選定の対象とする。

- 1 観察により健康であると認められるもの。
- 2 離乳前若しくは著しく高齢でないもの。
- 3 社交性、支配性、警戒心等を観察した結果、人及び社会に順応性があるもの。
- 4 攻撃性がないもの。
- 5 犬にあっては極端な無駄吠えをしないもの。

#### 別表2 譲渡ボランティア基準

- 1 鳥取県の譲渡事業に協力し、新しい飼い主探しを非営利活動として行う団体又は個人であること。
- 2 団体の場合にあつては、動物愛護精神の高揚及び適正飼養の普及啓発を目的とした規約を持って活動を行う団体であること。個人の場合にあつては、同様の趣意をもって活動を行う者であること。
- 3 活動実績及び活動趣意が鳥取県の実施する譲渡事業の目的に沿っていること。
- 4 団体の場合にあつては、譲渡事業全ての任にあたる成人の代表者がいること。なお、団体所在地又は代表者の居住地が県外の場合は、県内居住の成人会員を本県の譲渡事業の責任者として選任し、連絡窓口となる活動拠点を県内に有していること。個人の場合にあつては、県内に居住する成人であること。
- 5 団体並びに団体の代表者、役員、責任者及び一時飼養会員、又は個人の場合はその者が、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例、狂犬病予防法、その他関係法令（以下「法令等」という。）及び本要領に関して次の事項のいずれにも該当しないこと。
  - (1) 法令等に違反している者
  - (2) 過去に法令等に基づく処分があった場合は、処分のあった日から2年を経過していない者
  - (3) 過去に法令等に基づく罰金以上の刑に処せられたことがある場合は、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
  - (4) 過去に本要領に基づく譲渡動物の引渡停止があった場合は、その原因についての改善の確認ができていない者
  - (5) 過去に本要領に基づく譲渡ボランティアの登録の取消があった場合は、その原因についての改善の確認ができた日から2年を経過していない者
- 6 一時飼養場所は、第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成25年4月25日環境省告示第47号）の第3条「飼養施設及びそれに備える設備の構造及び規模」の基準に準ずること。

- 7 一時飼養場所が集合住宅又は借家の場合、動物の飼養が承認されていることが、規約・賃貸契約書の写し等の提出により確認できること。
- 8 一時飼養場所が、これまでに周辺地域から動物の飼養が原因による苦情等が出ていないこと、又は苦情の原因が改善されていること。
- 9 誓約書（様式2）の内容を理解し、遵守できること。
- 10 譲渡ボランティアの遵守事項（別表4）の内容を理解し、遵守できること。
- 11 県が実施する指導及び調査に協力できること。
- 12 上記のほか、県が必要と認める要件を満たしていること。

別表3 譲渡ボランティアの登録申請書類の添付書類

- 1 団体の場合は規約、会則等（参考様式1）、個人の場合は活動趣意書
- 2 動物の愛護及び管理に関して活動実績がある場合は、その活動実績
- 3 団体の場合は代表者、責任者及び役員名簿（氏名及び住所）
- 4 譲渡ボランティア基準（別表2）の5に該当しないことを示す書類（参考様式2-1又は2-2）
- 5 一時飼養場所が借家又は集合住宅の場合は、動物の飼養が承認されていることを示す書類
- 6 申請者（団体の場合は代表者）の本人確認が出来る書類（運転免許証、健康保険証など）

別表4 譲渡ボランティアの遵守事項

譲渡ボランティア及び譲渡等に関する連絡、報告	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犬を譲り受けた場合は、狂犬病予防法に基づき譲り受けた日から30日（子犬の場合は、推定年齢で生後90日を経過した日から30日）を超えて一時飼養する場合は、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施し、それらの番号を収容していた事務所長に連絡すること。</li> <li>2 新しい飼い主に譲渡した時は、譲渡連絡票（様式5）の事項について、収容していた事務所長に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又は電話で連絡すること。又、犬を譲渡した場合は、狂犬病予防法に基づく犬の所有者の変更手続き（一時飼養中に1の措置を行わなかった時は犬の登録及び狂犬病予防注射接種）を新しい飼い主が行ったことを確認して、それらの番号を当該動物を収容していた事務所長に連絡すること。</li> <li>3 やむを得ない理由により譲渡ボランティア間での譲渡を行う場合で、事務所長がその必要性を認めた場合は、譲渡連絡票（様式5）を準用し、収容していた事務所長に連絡すること。</li> <li>4 要ケア動物の飼養預託が終了した時は、県事務所に返還するとともに、飼養状況報告書（様式6）を提出すること。</li> <li>5 所在地や代表者・責任者の変更、一時飼養会員の追加又は削除、飼養頭数の変更等、登録した内容に変更があったときあるいは活動を休止したときは、速やかに登録内容変更（活動休止）届出書（様式7）を提出</li> </ol>
------------------------	---

	<p>すること。活動を休止した場合は、譲渡ボランティア登録証を返却すること。</p> <p>6 毎年5月末日までに、前年度分の活動報告書（様式8）を提出すること。</p> <p>7 上記3～6については、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで所在地、県内活動拠点等所在地又は居在地を所管する県事務所又はくらしの安心推進課に提出すること。</p> <p>8 上記1から7に定めるほか県が求める譲渡事業等に関する文書を提出すること。</p>
ボランティア譲渡動物等	<p>県から譲渡又は飼養預託された動物について、台帳等により個体毎に記録し、管理すること。</p>
一時飼養	<p>1 各一時飼養場所のボランティア譲渡動物の飼養頭数は1頭とする。ただし、次の場合は、飼養可能とする。なお、闘争防止のため、原則として一時飼養するボランティア譲渡動物の頭数分のケージ等（動物の飼養又は保管のために飼養するおり、かご等の設備）が必要である。</p> <p>（1）動物間における感染性の疾病のまん延及び闘争の発生を防止できる等適正に動物を飼養することができ、かつ、不妊去勢手術等の繁殖制限措置を実施している場合</p> <p>（2）動物が幼齢であり、健全な育成及び社会化を推進するため等、共に飼養することが妥当であると認められる場合</p> <p>（3）飼養動物の頭数に応じて、飼養に携わる者が適切にいる場合</p> <p>2 代表者又は責任者は、各一時飼養場所での飼養可能頭数を超えないように管理すること。</p> <p>3 ボランティア譲渡動物と同種類の動物を現に飼養している場合は、ボランティア譲渡動物が健康であることを確認するまでの間、現に飼養している動物と接触させないこと。</p> <p>4 定期的に清掃・消毒等を行うなどして一時飼養場所を適切に管理し、かつ、動物を適正に飼養して、多頭飼育等で周辺地域の住民の生活環境が損なわれる事態が生じるなど、苦情の原因にならないようにすること。</p> <p>なお、動物の飼養に起因して、住民から苦情があった場合は、適切に対応するとともに、速やかに改善を図ること。</p> <p>5 一時飼養中にボランティア譲渡動物が逸走した場合は、収容に努めるとともに、速やかに一時飼養場所を所管する県事務所と、当該動物を収容していた県事務所に連絡すること。</p> <p>6 飼養預託された要ケア動物に疾病や負傷等が起こり、動物病院の受診が必要と思われる場合は、速やかに県事務所に連絡し、その指示を受けること。また、死亡した場合も、速やかに県事務所に連絡し、返還すること。</p> <p>7 犬の一時飼養を受けた場合は、狂犬病予防法に基づき譲り受けた日か</p>

	<p>ら 30 日（子犬の場合は、推定年齢で生後 90 日を経過した日から 30 日）を超えて飼養する場合は犬の登録及び狂犬病予防注射を実施すること。犬の登録及び狂犬病予防注射が実施済である場合は、所有者の変更を行うこと。</p> <p>8 猫の場合は、室内飼養すること。</p> <p>9 ボランティア譲渡動物を飼養することが困難となった場合は、県事務所へ連絡すること。</p>
<p>新しい飼い主への譲渡</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 終生飼養・適正飼養をする新しい飼い主以外への譲渡は行わないこと。</li> <li>2 新しい飼い主に対して関連法規、動物由来感染症、飼い方等に関する指導を行うこと。また、終生飼養、所有明示、繁殖制限措置について指導すること。</li> <li>3 犬の譲渡の場合、犬の登録及び毎年の狂犬病予防注射を行うよう指導すること。また、譲渡ボランティアでの飼養中に犬の登録を行った場合は、新しい飼い主に所有者の変更の届出を行うよう指導すること。</li> <li>4 猫については室内飼養を指導すること。</li> <li>5 新しい飼い主に対し、譲渡に関して県に連絡すること及び県からの調査等に対し協力することについての承諾を得ること。</li> <li>6 必要に応じて、新しい飼い主での飼養状況等について確認し、動物の適正飼養に関する情報提供を行うこと。</li> </ol>
<p>その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 活動をする上で知り得た個人情報第三者に漏らさないこと。個人の秘密、その他通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされることのないようにすること。</li> <li>2 活動をする上で知り得た県の収容情報等をみだりに漏らさないこと。</li> <li>3 県が実施する指導及び調査等に協力すること。</li> <li>4 県の譲渡事業に誤解を招く又は支障をきたす行為は行わないこと。</li> <li>5 団体内や同様の活動をしている他団体・個人間での問題発生について未然防止に努めること。</li> <li>6 県民や譲受希望者等から質問等があった場合は、適切に説明を行い、トラブルのないよう努めること。</li> <li>7 譲渡時に販売と思われるような金銭を請求するなど、県から譲渡した動物を用いて収益活動と思われるような行為を行わないこと。</li> </ol>

犬・猫等譲受申出書

鳥取県

事務所長 様

犬、猫等を譲り受けたいので、次のとおり申し出ます。

年 月 日

申請者 住所

氏名

(電話番号)

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

飼育目的	新しい飼い主を見つけるため						
種類	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫	品種		性別		毛色	
その他の特徴							
飼育者 (管理責任者) ※一時飼養 会員	<input type="checkbox"/> 申請者 と同じ	住所					
		氏名		電話番号			
飼育場所	所在地	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 飼育者と同じ <input type="checkbox"/> その他 ( )					
	周囲の環境	<input type="checkbox"/> 住宅地 <input type="checkbox"/> 集落 <input type="checkbox"/> 商業地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 山地 <input type="checkbox"/> その他 ( )					

※本書の個人情報については、目的以外には使用いたしません。



(別紙)

譲受申出書別紙 (ボランティア譲渡用)

譲渡ボランティア団体名称 (個人の場合は不要) :

一時飼養会員名 : \_\_\_\_\_ 年 月 日現在

		確認欄
今現在の 他の飼養動物	<input type="checkbox"/> 飼っている <input type="checkbox"/> 犬 ( 頭、うちボランティア譲渡動物 頭) <input type="checkbox"/> 猫 ( 頭、うちボランティア譲渡動物 頭) <input type="checkbox"/> その他 (種類: 、数 ) <input type="checkbox"/> 以前 ( ) を飼っていたが、現在は飼っていない <input type="checkbox"/> 飼ったことはない	
(同種の動物を 飼養している場 合)	①犬の登録・狂犬病予防注射 (犬) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (理由 ) ②繁殖制限措置 <input type="checkbox"/> 不妊去勢手術 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ③動物間の感染性の疾病のまん延及び闘争の防止措置 ( ) ④所有明示措置 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	
関係法令等の 遵守状況	<input type="checkbox"/> 違反無 <input type="checkbox"/> 違反有 (違反内容: 違反時期: )	
要ケア動物の 対応	当該動物の次の特性を理解し、適切に飼養するとともに、新しい 飼い主にもこのことを伝えます。 <input type="checkbox"/> はい ( )	

事務処理欄 (以下は記入しないでください)

台帳番号		収容日	年 月 日
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫	品種	<input type="checkbox"/> 雑 <input type="checkbox"/> ( )
性別	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス	毛色等特徴	
本書確認日	年 月 日	確認者	
譲渡日	年 月 日	譲渡者	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 責任者 <input type="checkbox"/> 一時飼養会員 <input type="checkbox"/> ボラ個人
特記事項			

(裏面)

新しい飼い主への譲渡連絡

連絡	<input type="checkbox"/> 文書	<input type="checkbox"/> 聞取
連絡日（聞取日）	年	月 日
譲渡日	年	月 日
備考		

犬の法定事項

連絡日（聞取日）	年	月 日
実施者		
登録番号		
注射済票番号		

その他備考

--

様式 1

年 月 日

様

鳥取県 事務所長

### 飼養預託依頼書

下記の犬・猫について、飼養預託を依頼します。

記

#### 1 犬・猫の情報

管理番号	収容年月日	種類	品種	毛色	性別	推定年齢

2 飼養預託予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

#### 3 依頼事項

- (1) 動物の健康管理に十分留意するとともに、逸走や負傷等がないよう、安全に保管してください。
- (2) 飼養預託された動物に疾病や負傷等が起こり、動物病院の受診が必要と思われる場合は、速やかに県事務所に連絡し、その指示を受けてください。また、飼養預託期間中に動物が死亡した場合は、速やかに県事務所に報告のうえ、返還してください。
- (3) 飼養預託期間終了後は、県事務所に返還してください。なお、返還時期については事前調整が必要となり、犬管理所の収容状況により預かりを継続していただく場合があります。
- (4) 返還時には、飼養状況報告書（様式6）を提出してください。

くらしの安心推進課長 様

## 譲渡ボランティア登録申請書

犬及び猫のボランティア譲渡実施要領に基づき、譲渡ボランティアの登録を申請します。

団体名称(個人の場合は不要)		
団体所在地(個人の場合は不要)		〒 連絡先:
団体代表者 (個人の場合、 本欄に記載)	氏名	
	住所	連絡先:
責任者(団体所在地又は代表者居所在地が県外の場合)	氏名	
	住所	連絡先:
引受け可能事務所	<input type="checkbox"/> 中部 <input type="checkbox"/> 西部	
引受け頭数	<input type="checkbox"/> 犬(            )頭 <input type="checkbox"/> 猫(            )頭	
離乳していない動物	<input type="checkbox"/> 引受け可能( 犬・猫、            週以降可能)	
添付書類	<input type="checkbox"/> 一時飼養場所票(様式1-2) <input type="checkbox"/> 誓約書(様式2) <input type="checkbox"/> 団体の場合は規約、会則等、個人の場合は活動趣意書 <input type="checkbox"/> 動物の愛護及び管理に関して活動実績がある場合は、その活動実績 <input type="checkbox"/> 団体の場合は代表者、責任者及び役員名簿 <input type="checkbox"/> 譲渡ボランティアの基準(別表2)の5に該当しないことを示す書類 <input type="checkbox"/> 一時飼養場所が借家又は集合住宅の場合、動物の飼養が承認されていることを示す書類 <input type="checkbox"/> 申請者(団体の場合は代表者)の本人確認が出来る書類	
譲渡動物情報連絡先、書類等送付先	電子メールアドレス: 携帯電話番号: 書類等の送付先住所:	
事務担当者 (申請者と異なる場合)	氏名: 連絡先(携帯電話番号、電子メール等)	
備考		

※本書の個人情報については、目的以外には使用いたしません。

※譲渡動物の情報は原則として電子メールでの提供となるため、連絡先に記入してください。



くらしの安心推進課長 様

### 誓約書（ボランティア譲渡用）

鳥取県の譲渡ボランティアとして登録するにあたって、下記の事項を遵守することを誓約します。

#### 記

- 1 犬及び猫のボランティア譲渡実施要領の別表4（譲渡ボランティアの遵守事項）の事項を守ります。

- |  |
|--|
| <p>(1) 終生飼養・適正飼養をする新しい飼い主以外への譲渡は行いません。</p> <p>(2) 新しい飼い主に譲渡した時は、連絡します。</p> <p>(3) 犬の場合は登録番号及び狂犬病予防注射番号を連絡します。</p> <p>(4) 登録内容に変更があったとき等は、速やかに報告を行います。</p> <p>(5) 毎年5月末日までに、前年度分の活動報告書を提出します。</p> <p>(6) ボランティア譲渡動物は、台帳等により個体毎に記録し、管理します。</p> <p>(7) 各一時飼養場所での飼養可能頭数を超えないように管理します。</p> <p>(8) 動物の飼養にあたっては、周辺環境への配慮に努め、苦情等がないよう適正に飼養します。</p> <p>(9) 一時飼養中にボランティア譲渡動物が逸走した場合は、収容に努めるとともに、速やかに一時飼養場所を所管する県事務所と、当該動物を収容していた県事務所に連絡します。</p> <p>(10) 猫の場合は、室内飼養するとともに、新しい飼い主に指導します。</p> <p>(11) 一時飼養することが困難となった場合は、速やかに県へ連絡します。</p> |
|--|

- 2 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例、その他関係法令に定められた事項を守ります。
- 3 譲渡を行う新しい飼い主に対して、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例、その他関係法令に定められた事項を守るよう指導します。
- 4 譲り受けた動物を使用して、営利を目的とした活動を行いません。
- 5 所有者不明の動物を譲り受けた場合、元の所有者が判明し、返還を求められたときは、元の所有者に速やかに返還します。
- 6 譲渡を受けた動物に病気、行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が起きた場合は、県に対してその責任を一切問わないとともに、問題については自己の責任で処理します。また損害を受け又は与えた場合も賠償を請求しません。
- 7 活動をする上で知り得た個人情報を第三者に漏らしません。
- 8 団体内や同様の活動をしている他団体・個人間での問題発生について未然防止に努め、問題が生じた際には自ら解決します。
- 9 県が行う動物の愛護及び適正飼養の普及啓発を理解し、協力するとともに、県の譲渡事業に誤解を招く又は支障をきたす行為は行いません。
- 10 本誓約内容を守っていないことが明らかになった場合、県から譲渡ボランティアとしての登録を取り消されても不服を申し立てません。また、県の求めに応じて譲渡動物を返還します。
- 11 その他、県が実施する指導及び調査等に協力し、譲渡に係る県の指示に従います。

団体名：

代表者住所：

代表者氏名：

## 譲渡ボランティア登録証

団体名（個人の場合は住所）

代表者氏名（個人の場合は氏名）

鳥取県犬及び猫のボランティア譲渡実施要領の規定に基づき、鳥取県から譲り受けた犬及び猫について新しい飼い主を探す活動を行う譲渡ボランティアとして登録します。

鳥取県生活環境部くらしの安心局

くらしの安心推進課長

登録番号 鳥取県第 号

登録の年月日 年 月 日

(変更年月日： )

(裏面)

譲渡事業の実施に当たる一時飼養場所

番号	所在地	会員氏名	飼養可能頭数等

変更履歴

変更決裁年月日	変更内容





鳥取県 事務所長 様

## 飼養状況報告書

年 月 日に預託された、犬・猫の飼養管理結果について、下記のとおり報告します。

## 記

管理番号	飼養結果	健康状態	備考
	返還・死亡	概ね良好・やや良好・やや悪い・悪い	
	返還・死亡	概ね良好・やや良好・やや悪い・悪い	
	返還・死亡	概ね良好・やや良好・やや悪い・悪い	
	返還・死亡	概ね良好・やや良好・やや悪い・悪い	
	返還・死亡	概ね良好・やや良好・やや悪い・悪い	

※死亡の場合は、健康状態の欄の記入は不要です。

くらしの安心推進課長 様

団体名  
 代表者名  
 (個人の場合は住所・氏名)

## 登録内容変更(活動休止)届出書

譲渡ボランティアの登録内容を変更したので、次のとおり届け出ます。

登録番号	鳥取県第 号	
変更内容	概要	<input type="checkbox"/> 一時飼養会員(一時飼養場所)の追加、削除、飼養頭数等変更 <input type="checkbox"/> 代表者又は責任者の変更 <input type="checkbox"/> その他( )
	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
添付書類 ※変更内容に応じて添付してください。	<input type="checkbox"/> 一時飼養場所票(様式2-2) <input type="checkbox"/> 代表者及び役員名簿(氏名及び住所) <input type="checkbox"/> 規約、会則等 <input type="checkbox"/> その他( )	
事務担当者 (申請者と異なる場合)	氏名: 連絡先(携帯電話番号、電子メール等)	
備考		

年 月 日

くらしの安心推進課長 様

住所（団体の場合は所在地）

団体名（団体の場合のみ記載）

代表者（個人の場合は氏名）

年度活動報告書

1 活動実績

活動名	活動内容	実施日時	実施場所	活動人数	備考

※インターネットを通じた啓発活動など、実施日時、実施場所や活動人数等が記載しづらい場合は活動内容の記載のみで構いません。

2 ボランティア譲渡動物現状報告

年 3 月 3 1 日 現在

通し 番号	譲受年月日	動物種	種類	一時飼養（個人の場合は不要）		特記事項（何かありましたらご記入ください）
				飼養場所	会員名	

※ 3 月 3 1 日 現在で一時飼養場所にいる動物の状況を記載してください。報告年度に死亡したもの、逸走したものについても記載し、特記事項にその旨記載してください。

※ 前年度に引き続き、一時飼養場所にいる場合は、今年度も報告してください。

3 確認事項（以下の点に変更ない場合は、チェックをしてください。）

- 一時飼養場所（追加・削除、飼養頭数等）     代表者、責任者及び役員（氏名及び住所）  
 規約、会則等     動物情報提供連絡先     団体所在地等

4 この報告に係る事務担当者（個人の場合は不要）

氏名	連絡先

※本報告は、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで行ってください。

※上記の内容が記載されていれば、様式は別様で構いません。

## 参考様式 1

### 〇〇〇（団体名）規約

（名称）

第1条 本会は、〇〇〇（団体名）と称する。

（目的及び組織）

第2条 本会は、〇〇〇県内における〇〇〇を〇〇〇することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1） 〇〇〇をすること。
- （2） 〇〇〇を行うこと。
- （3） 〇〇〇を開催すること。
- （4） 〇〇〇に参加すること。

（事務局所在地）

第4条 この会の事務局を以下に置く。

〒〇 〇〇県〇〇町 1-1-1 （会長 〇〇〇〇）

（役員）

第5条 本会に次の役員をおく。

会長 1名、 副会長 若干名、 会計 1名

（役員任期）

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（役員職務）

第7条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。

3 会計は、本会の会計を担う。

（運営）

第8条 おおむね年〇回の勉強会を開催する。重要事項については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

（経費等）

第10条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

2 会費は年間〇円とし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。

（事業年度）

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（その他）

第12条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

附 則

本会則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

譲渡ボランティア基準の5に該当してないことを示す書類（個人）

住所

氏名

私は、下記事項のいずれにも該当しません。

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例、狂犬病予防法、その他関係法令（以下「法令等」という。）に違反している者
- 2 過去に法令等に基づく処分があった場合は、処分のあった日から2年を経過していない者
- 3 過去に法令等に基づく罰金以上の刑に処せられた場合は、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
- 4 過去に県から譲渡動物の引渡停止があった場合は、その原因についての改善の確認ができていない者
- 5 過去に譲渡ボランティアの登録の取消があった場合は、その原因についての改善の確認ができた日から2年を経過していない者

